

さいたま市告示第 1 6 5 4 号

令和 9 年度固定資産税・都市計画税納税通知書等作成・印字・製本・封入封緘業務（南部市税事務所所管分）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 1 0 月 2 9 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和 9 年度固定資産税・都市計画税納税通知書等作成・印字・製本・封入封緘業務（南部市税事務所所管分）

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和 8 年 1 2 月 4 日から令和 9 年 5 月 3 1 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 7・8 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）の業種表・営業品目一覧のうち、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目（大分類）「その他の業務」内の営業品目（小分類）「封入及び封かん業務」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品購入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 開札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 開札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマーク（J I S Q 1 5 0 0 1）付与認定又は情報セキュリティマネジメントシステム認定基準 J I S Q 2 7 0 0 1（I S O / I E C 2 7 0 0 1）の認定を受けている者であること。

- (7) 本入札の告示日から過去2年以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と、履行件数が10万件以上の作成・印字・製本・封入封緘業務の契約（左記に掲げた業務を全て満たしていれば、同一年、単一の契約でなくともよい。）を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札手続の方法

本入札は、さいたま市物品調達等電子入札運用基準（令和7年さいたま市制定）に基づき、入札手続を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札システムで利用可能な電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税

課

担当 土地係 電話 048（829）1185

(2) 交付期間

告示の日から令和8年11月13日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

5 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類及び提出方法

入札説明書に記載のとおりとする。

(2) 受付期間

告示の日から令和8年11月13日（金）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

6 競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、電子入札システムにより交付するものとする。なお、電子入札システムにより通知できない者にあつては、次のとおり交付するものとする。

(1) 交付場所

4(1)に同じ

(2) 交付日時

令和8年11月17日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、5の書類提出時において返信用封筒に110円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、各業務の単価を件数で乗じた総合計金額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法及び提出期間

ア 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。なお、入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送または持参による紙での入札を受け付ける。

イ 提出期間

令和8年11月19日（木）午前9時から令和8年11月20日（金）午後4時まで（持参の場合は、休日を除く午前9時から午後4時まで。郵送の場合は、提出期間内必着とし、一般書留郵便又は簡易書留郵便により提出すること。）

ウ 郵送または持参による場合の入札書の提出先

4(1)に同じ

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年11月25日（水）午前10時30分

イ 場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局税務部税制課
電話 048 (829) 1160 FAX 048 (829) 1986

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局税務部固定資産税課
電話 048 (829) 1185 FAX 048 (829) 1986

8 契約手続等

(1) 契約形態

複数単価契約とする。なお、詳細は入札説明書による。

(2) 契約保証金

契約金額（支払限度額）の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要（費用は受託者負担）

(4) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部固定資産税課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(5) 詳細は、入札説明書による。